

石川県立図書館資料収集方針

(目的)

1 石川県立図書館資料収集方針（以下、「本方針」という。）は、蔵書の理想像及び資料収集に関する基本的な事項を明らかにすることで、現在のみならず、時代を超えて多くの人々に活用されるコレクションが構築されることを目的とする。

(役割)

2 石川県立図書館は、県民の多様な文化活動・文化交流の場であり、県民に開かれた「文化立県・石川」の知の殿堂として、幅広い県民を知識・情報面から支えるものであり、次にあげる役割を担う。

- ① 幅広い県民の学習、調査研究や知的好奇心の充足
- ② 県民に寄り添い、日常生活に役立つ知恵袋
- ③ 石川の文化の裾野の拡大

(基本方針)

3 幅広い年齢層のニーズに応え、多様なレファレンスにも対応していくため、県立の図書館として相応しい資料を収集・整理・保存することとし、収集にあたっては多様な思想や主張が共存するよう努める。また、広域的な視点から、市町立図書館などの要望に応えられる資料を幅広く収集するほか、各分野の専門機関・専門家、県内文化施設等の情報について、図書館を通じたアクセスができるよう幅広く収集する。石川県立図書館の蔵書は、本方針に基づき、中長期的視点をもって構築することとし、資料は将来の蔵書の姿を見据え、必要に応じて適宜除籍するものとする。本方針に基づき収集された資料は、石川県立図書館及び図書館員がそれらの思想や主張を支持することを示すものではない。

(重点収集資料)

4 重点的に収集する資料は以下のとおりとする。

(1) 幅広い県民の知的好奇心を満たし、学習や調査研究にも活用される資料

様々な年代の幅広い利用を図るため、文学や趣味など気軽に手に取ることができる資料のほか、調査研究にも活用できる専門的な資料も収集する。

(2) 県民に寄り添い、日常生活に役立つ資料

未来を担う子どもたちの読書活動を推進するため、幅広い児童書を収集する。また、子育て、ビジネスや暮らしの情報など、県民のパートナーとして寄り添い、知恵袋として活用できる資料を幅広く収集する。

(3) 石川の文化の裾野の拡大を支える資料

石川の豊かな文化・歴史を未来へと継承するため、石川県に關係する文化、地理、歴史、行政、団体、その他関連資料を網羅的に収集するほか、自治体など關係団体から積極的に納本を受けるよう努める。また、石川が誇る多彩な伝統文化、豊かな里山里海・生物文化多様性に関連する図書等について、全国でも突出した集積を図る（里の恵み・文化の極み～石川コレクション～）。

(収集資料の種類と定義)

5 収集・保存する資料の種類とその定義は以下のとおりとする。

(1) 近代以降の出版物

明治期以降に発売・頒布の目的で印刷された書物・図画の刊行物で、電子資料は除く。

① 図書

文字や図表等を冊子体に製本した資料であり、手書きではなく印刷され、装丁され、出版され、ある程度の分量（ページ数）を有する非定期刊行物。

② 逐次刊行物

同一のタイトルのもとに、一般に巻次、年月次を追って、個々の巻号が継続して刊行される資料で、雑誌、新聞、年鑑、年報、紀要など。

③ 行政刊行物

国や地方公共団体及びその外郭団体等が発行した出版物。

④ 地図

住宅地図などの冊子体にした地図帳のほか、一枚紙の形態の地形図など。

(2) その他の紙資料

(1) に含まれないすべての紙資料を指す。

① 古典籍・漢籍

明治以前に国内で出版または書写された書籍および漢文の書籍であり、卷子本・折本・冊子装本など和装本の形態のもの。

② 摺物

版木で印刷した一枚ものの書画。

③ 古文書・絵図

主に江戸時代以前に作成された手書きの文書・古記録・絵図。

④ 点字資料等

点字図書のほか、拡大写本、点訳絵本など。

⑤ 公文書

石川県において、歴史的公文書として選別された行政文書。

⑥ その他の資料

上記以外のすべての紙資料であり、楽譜、紙芝居、パンフレット、ビラやチラシのほか、出版されていない小冊子、絵画・写真・ポスターといった画像資料（再生装置を必要としないもの）など。

(3) 紙以外の資料（電子資料を除く）

① マイクロ資料

書籍や新聞および設計図面などの保存に使用されるマイクロフィルム（写真フィルム）による資料。

② 映像・音声資料

映像フィルムなどの動画資料やスライドなどの静止画資料で、再生装置を必要とするもの。録音図書、デージー仕様の資料も含む。

③ 博物資料等

各種実物資料など。

(4) 電子資料

①パッケージ系電子資料

コンピュータ等の電子情報機器を再生機器とする資料であり、具体的にはCD（コンパクトディスク）、DVD（デジタルヴァーサタイルディスク）、BD（ブルーレイディスク）などの物理的な記憶媒体に保存された資料。

②ネットワーク系電子資料

インターネットを基盤とするコンピュータネットワークを介して利用可能となる情報。

③デジタルオンリー資料

紙資料がなく、デジタルデータとしてのみ存在する資料。

（収集方法及び部数）

6 資料の収集は、購入、寄贈、保管換え等の方法で収集する。資料は原則として1部収集することとするが、複数部数を収集する際は別に資料選択基準で定める。

（修復及びデジタル化）

7 所蔵する絵図や貴重書をはじめとした価値ある資料を後世に継承するため、必要に応じて修復・デジタル化を行うことでデジタルアーカイブ化を進める。

（県内の公立・学校図書館等とのネットワーク）

8 石川の知的社会基盤として、市町立図書館では購入が難しい専門書等も幅広く揃え、レファレンス、相互貸借、選書の参考等の役割に応える。また、大学・専門図書館や学校図書館も含め、資料の広域利用の促進に努める。

（資料選択の責任）

9 資料の選択にあたっては、本方針および別に定める資料選択基準に基づき、図書館員が選書を行い、資料選定委員会が決定する。資料の選択についての最終責任は館長にある。

（資料の更新）

10 長期にわたって利用される資料が破損・汚損等により利用に供せなくなった際は、代替となる資料の収集により更新することとし、その具体の基準は資料選択基準で定める。

（資料の除籍）

11 広く県民のニーズに応えるため、常に新鮮で適切な資料を所蔵する。そのため、必要に応じて資料の除籍を行うこととし、その具体の基準は資料選択基準で定める。

（利用者からの意見）

12 利用者からの蔵書についての意見や資料リクエストについては、蔵書構成への意見として受け、本方針および別に定める資料選択基準に適合するものは予算の範囲内で収集するよう努め、適合しないものについては相互貸借等を活用して提供するよう努める。

（方針の公開および改訂）

13 本方針は公開することとし、資料の利用状況も踏まえ、時代の要求に応えるべく随時改訂

する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。